

宮労基発 0805 第 1 号

令和 6 年 8 月 5 日

関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

建設現場における労働安全衛生法に基づく就業制限業務に係る資格の確認について
(注意喚起)

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 61 条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、下記のとおり偽造の疑いのある事案が確認されました。

本件所持者は、実際に無資格で作業に従事していたものであり、建設工事現場における安全の確保に大きな影響を及ぼすものです。

つきましては、就業制限業務に無資格で従事することを防止するため、下記 2 により傘下会員事業場等に対して周知し、注意・喚起を行うようお願い申し上げます。

なお、類似する事象を把握した場合には、宮城労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報を提供くださいますようお願いいたします。

記

1 事案の概要について

同僚が所有する修了証〔車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習〕の氏名と写真を貼り替えてカラーコピーを行い、工事現場の元方事業者に修了証の写しとして提出し、無資格で作業に従事していた。

2 就業制限業務に係る免許証、技能講習修了証等の資格を証する書面の確認について

就業制限業務に係る免許証、技能講習修了証等の資格を証する書面の確認については、工事現場の規模にかかわらず原本（技能講習修了証明書を含む。）を確認するよう、別紙により、事業者、元方事業者及び関係請負人等に周知をお願いいたします。

【問合せ先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

担当：熊谷

電話：022-299-8839

事業者・元方事業者・関係請負人の皆様へ

宮城労働局労働基準部健康安全課

☎ 022-299-8839

◆◆車両系建設機械の運転業務等、就業制限業務に係る資格の確認は

原本により確認をお願いいたします◆◆

今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第61条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、同僚が所有する技能講習修了証の氏名と写真を貼り替えてカラーコピーを行い、元方事業者に資格を有しているとして当該コピーを提出し、作業に従事した事案が確認されました。

事業者、工事現場の元方事業者・関係請負人におかれましては、就業制限業務に係る免許証、技能講習修了証等の資格を証する書面の確認につきましては、工事の規模にかかわらず原本（技能講習修了証明書を含む。）を確認するよう、お願いいたします。



【参考】（安衛法 第61条第3項 抜粋）

（就業制限）

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

（労働安全衛生規則 第667条第1号 抜粋）

（機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置）

第667条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

一 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。